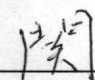
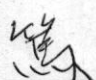


会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第3回上尾市政治倫理審査会会議	
開 催 日 時	令和4年3月7日(月) 午前9時12分から11時40分まで	
開 催 場 所	上尾市役所 行政棟3階 庁議室	
議長(委員長・会長)氏名	関 篤 会長	
出席者(委員)氏名	三角 元子 委員、船川 喜正 委員、渡辺 英人 委員、関根 貴生 委員	
欠席者(委員)氏名		
事務局(庶務担当)	総務課長 中澤 真治 総務課副主幹 櫻井 裕 総務課主任 安川 朋恵	総務課主幹 石川 弘之 総務課主任 川村 明日香 総務課主任 廿樂 一輝
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	(1) 資産等報告書の審査について (2) 審査報告書について (3) その他	(1) ・資産等報告書の説明及び意見交換等 (2) ・資産等報告書審査報告書の決定 (3) ・上尾市長等審査要領の決定等
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 0 名
会 議 資 料	別紙のとおり	
議事の内容・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和 4年 4月 16日		
議長(委員長・会長)の署名		
議長に代わる者の署名 (議長が欠けたときのみ)		

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	開会（定数報告及び配布資料確認、会議公開の決定等）
関会長	それでは議事の「(1) 資産等報告書等の審査について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	※事務局から 資産等報告書の審査の流れ及び提出された委員の意見の報告
関会長	それでは、資産等報告書について、意見等をお願いします。
渡辺委員	No. 10の意見についての補足だが、資産等報告書を送付されたのが令和4年1月だったことにより添付書類が古いものとなり、その後、審査会当日までに最新のものへの差替えがあるのではないかという確認の意図の意見である。
関会長	No. 1の意見について、今回提出された添付書類が前回提出されたものと同じものになっているので、前回のものと今回のものとでどのように住み分けるべきかという意味である。私も、添付のものが現在のものと相違なければ、「相違ありません」という一文と署名が必要なのではないかと思ったので意見を申し上げた。みなさんの意見はいかがか。
船川委員	名寄帳や公課証明書は1月1日現在の証明で、年度での変化はない。不動産登記事項証明書は変化する可能性があるため、区別したほうが良い。
三角委員	過去に取得したものを使う場合は「相違ありません」という署名があったほうが良い。ただし、不動産登記事項証明書は新しいものが容易に取得できるので、取得する方が良い。

<p>関会長</p>	<p>不動産登記事項証明書に有効期間はないが、何か月か前に取得された書類が提出された時に、現在の所有状況と相違ないものだということが何かで確認できた方が良い。そのことが条例等に規定がないので、対応したほうが良いと考える。関根委員はいかがか。</p>
<p>関根委員</p>	<p>再選挙により市長となった者の場合は、審査要領の「提出期限はその選挙の期日から100日を経過する日まで」という記載から解釈を考えると、添付資料は市長の選挙の期日以降に取得したものを100日を経過するまでに提出するのではないか。そうすると、選挙の期日より前に取得した添付資料は審査する対象の資料として適切ではないと思うので、現在も相違ないものだとしても、取得し直していただく方が良いかと思う。ただ、審査要領から読み取って添付資料の時期を決めるより、意見が出ているように、明確な形で定めた方がより審査しやすくなると思う。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>有効期間のある書類は、何らかの利益、権利を得るために有効期間を設ける。選挙を挟んで同一人物が継続している場合、選挙があったからという理由で切り替えるのは絶対的な条件でなくても良いのではないか。市長として責任持って提出されており、内容に間違いがないということであれば、署名することに信頼を置くやり方でも良いと思う。</p>
<p>関会長</p>	<p>第一義的には現在の書類を出していただくのが一番である。ただし、前回の書類のとおりで現在のものと相違ないということであれば、少なくとも次善の手段として「相違ない」という旨の一笔は必要と思う。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>三角委員が他市の詳細な資料を集めてくださったので、各市がなぜ政治倫理に関する条例を制定しているかを調べたが、これら政治倫理に関する条例は何かしらの問題が起こったことから制定されたと思う。上尾市における審査会は昨年初めてできた組織であるため、審査会として経験を積んで何か問題が起こった時に規定の改正等で対応していくやり方が安全だと考える。</p>

<p>関会長</p>	<p>もし一筆をいただくやり方を継続していく場合はどういった手続きが必要か。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、指摘いただいた内容を畠山市長から今回提出された報告書に反映させるということであれば、現状の様式ではそれに則した欄はないので、事務局から市長に説明し、署名等然るべき対応をとる。今後については、規則で細かく言及せず、審査要領で審査に当たっての注意すべき部分として記載するか、もしくは規則の様式に「提出した書類は現在のものに相違ありません。」という旨の署名欄を設ける等、規則の改正の範囲内での対応は可能である。</p>
<p>関会長</p>	<p>それではNo. 1の意見について、どう対処するかということだが、今回提出された市長からの資産等報告書について「相違ありません」と書いてもらうようにするということか。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>念のために、変更はないか確認した上で、一筆署名されるのが安全だと思われる。</p>
<p>関会長</p>	<p>そのような対応でいかがか。</p>
<p>三角委員</p>	<p>あくまで規定を見直さずに、運用で対応していくのか。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>社会の変化に伴って、問題があるということになれば対応は必要だと思う。ただし、現時点では特に問題が起こっているとは思えない。</p>
<p>三角委員</p>	<p>畠山市長は問題のない方として就任されているが、以前上尾市でも問題があったことにより審査会ができた経緯があるので、運用で間延びしないよう、どこかに規定があった方が良いのではないか。昨年提出した時点から、期間が経過したものは取得し直す等の規定がされれば画一的な対応がとれると思う。</p>

<p>関会長</p>	<p>委員の総意として、今回の資産等報告書については市長に一筆いただく意図を説明した上で、「相違ありません」の一筆いただくことでよいか。</p>
<p>三角委員</p>	<p>運用でその場その場で判断していくことになるのと、前市長のような議会の偉い方を含んだような問題があった時に、職員の方々は規定がない時には「規定がありますから対応してください」と言えないのではないかな。規定の有無は、職員を守ることになる。</p>
<p>関根委員</p>	<p>上尾市の色々な問題を踏まえて、今後のためにも審査会として運用していくことが適切かどうか、今回の段階できちんと基準を定めるかどうかについて、今のメンバーの中で掲げる必要もあるかと思う。市長が同一人物だとしても、選挙を挟んで市民の判断が下されているので、権利が継続しているというよりは、そこでまた新しい信頼を得たということで、大きな変動があると思う。その時にまた新たな書類を提出いただけるとより安心できると思う。審査会の内容も公開され、市民も後で見ることができる開かれた状況であるので、添付書類も古いものではなく、新しいものと基準を明確にした方が安心感があると思う。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>提出書類は選挙の度に新しいものを提出するというところでどうか。</p>
<p>船川委員</p>	<p>更に、市長として提出するものだから、間違いはないというわけではなく、言葉として「間違いありません」といただくのか。</p>
<p>関会長</p>	<p>「現在のものと相違ありません」の一筆を書いていただくことは必要だと思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>添付書類の補正をどのようにするかについて、選挙の後には新しく証明書を提出し直していただく方向性となったが、今回の添付書類についても同じく適用するということがよいか。今回の報告について、今後の</p>

	<p>報告と異なる点が1点あり、令和3年に政治倫理審査会の制度が導入されたことで、第1回及び第2回と審査していただいた。その後11月の選挙を経て再度資産等報告書が提出された。今後資産等報告書が提出されるタイミングは4年に1回の選挙後となり、その後の毎年の提出は資産等補充報告書として報告が上がってくる。制度導入と同年に選挙があり、資産等報告書が2回提出されることは今回のみと思われる。今回についても選挙の後に該当するため、新しい添付書類が必要か。</p>
<p>三角委員</p>	<p>報告書の提出の度に新しいものを出すのが原則ではないか。今回のような市長の対応がイレギュラーではないか。補充報告書であっても常に添付書類は直近のものが必要ではないか。</p>
<p>関会長</p>	<p>本来は新しいものを取得していただくことが必要だと思うが、とりあえず今回については「相違ありません」と書いていただければ良いと思っている。</p>
<p>関根委員</p>	<p>審査会の意見として一筆をいただく。改選後の新しいものについては付言とすることでどうか。</p>
<p>委員</p>	<p>(了承)</p>
<p>関会長</p>	<p>No. 2の意見について、「一般株式等の譲渡」などは確定申告書と全く同じ文言にするべきである。分離課税の「土地の事業・雑所得」は令和5年まで租税特別措置法の適用がないため、所得等報告書の欄から削除した方が良い。「基因となった事実」について所得等報告書の欄外に注書きで「件数を書いてください」と入れないと件数を書かない場合がある。</p>
<p>三角委員</p>	<p>書式については、確定申告書と異なる記載をする方が出てこないように全く同じ文言にすることは道理だと思う。</p> <p>また、件数については、規定ではなく運用とすると、職員が運用上記</p>

	<p>載することになっていると説明しても、規定がないと聞き入れてもらえない可能性があるれば、規定したほうが良いと思う。</p>
<p>関会長</p>	<p>件数を書かない場合もあるので、規則を改正することが望ましい。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>N o. 3の対応に、「盲人」という言葉は、「視覚障害者」に改めるとあるが、「視覚障害者」には弱視の方なども含まれるので、必ずしも公職選挙法上の意図するところと一致しない可能性がある。現段階においては、用語を新しくするよりも法律を作った時点ではこの用語、現在使用されているのはこの用語と並記した方が良い。同様に今はまだ新しく署名欄等を作る段階ではないのではないか。どんどん対応していくと、身動きが取りにくくなることにもなりかねないので、改正等については臆病になった方が良くと思われる。</p>
<p>関会長</p>	<p>N o. 3の意見についての対応は事務局に任せる。</p>
<p>関会長</p>	<p>次にN o. 4の三角委員の当座預金と普通預金の金額について議論を進める。</p>
<p>三角委員</p>	<p>前回の審査会でも申し上げたが、事務局の見解としては性質的に現金に近い資産の概念に入らない、日常生活において使用するものであるという指摘をいただいたが、他市の資料を確認すると、いくらかの額を超えた場合には普通預金、当座預金であったとしても記載するという規定があるので、一切合切普通預金や当座預金に入れておけば報告を免れるというのはいかがかと思う。</p>
<p>関会長</p>	<p>この論点についてはいかがか。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>当座預金は日常生活において一般的ではない。そこに市民が不信を感じる可能性はある。記載はあって良いと思う。</p>

船川委員	金額にかかわらず報告するのか。
三角委員	100万円や300万円など、金額は設定があった方がいい。
関会長	条例に「当座預金は除く」と規定されているので、この問題は条例改正が必要になる。こういう議論があったことを市長に報告するか。
三角委員	前回の付言もあり、他市では規定がなくとも自発的に提出しているため、条例改正をせずに自発的に提出しても良いと思われる。本来は規定されている方がよい。
事務局	こちらのご意見について、前回付言でもいただいております、市長も認識されている。今回は更に補足されたご意見である。もう一度付言とするか、前回も付言にあったので市長への報告のみとするか。
関根委員	付言に記載されないことで、意見がなくなると誤解を招く可能性もあるので、表現を工夫したうえで付言として記載すべきである。
船川委員	同じく記載すべきと思われる。
関会長	それでは付言に記載する方向でお願いします。
関会長	関根委員の意見についてはいかがか。
関根委員	No. 5～8までであるが、6～8までは事務局からの説明で理解できたので議論は不要である。No. 5の仮想通貨について、今後仮想通貨の取引をする方は増え、また価値の判断するのも難しいため、記載の欄があっても良いかと思う。
船川委員	資産に該当するのか。

<p>関根委員</p>	<p>経済的な価値があるので、資産と捉えた方が良いと思う。取扱いとして、有価証券でも預貯金でもないため、現行では記載しなくてもルールには反していない。</p>
<p>関会長</p>	<p>仮想通貨の取引で損益が出た場合は所得等報告書に記載される。ただし内容は分からない。ストックとしては出てこない。</p>
<p>関根委員</p>	<p>仮想通貨はストックとして出てこないところが怖い。例えば着服したお金を仮想通貨とすると埋もれてしまい、明らかになった時は大問題となる。今後増えてくる問題だと思う。</p>
<p>関会長</p>	<p>今後仮想通貨を条例の中に含めることを検討いただくということでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>(了承)</p>
<p>関会長</p>	<p>No. 9の船川委員のご意見についてはいかがか。</p>
<p>船川委員</p>	<p>民間の銀行によっては、金利によって返済額に差が出てくる。一般的な金利と差があるのか、資料があった方が良いと思う。金利優遇される可能性もあるので大きな利益になるのではないか。</p>
<p>関会長</p>	<p>報告書の提出時点の残高を比較した時の増減とその理由を確認するものであって、金利までは不要ではないか。</p>
<p>三角委員</p>	<p>必要に応じて金利の情報等を開示できるようであれば良いのではないかと思う。金利の情報があった方がより良いが、現状はトータルの残高のみで良い。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>確定申告をはじめとして、借入金の残高は求めるが、他の公的な機関で金利を求める習慣はないので、そこまで求めるのは難しい。</p>

三角委員	怪しいときに調査できれば良いと思う。
関根委員	この視点は大事である。借入金であれば最初に借入の契約書、年間支払い表を出すこともあるし、利率も変更することもあるので、審査する度に資料を求めることもある。ただし、この点についてどこまでルールに定めるかという定めづらい。
関会長	現状では、問題意識は持ちつつ、事務局の見解のとおりでよいか。
渡辺委員	現時点では事務局の見解のとおりで良いと思う。
三角委員	条例でも必要があれば意見を聞くことができるので、そのときでも良いと思う。
関会長	ではこの論点はそういうことでよろしいか。
委員	(了承)
関会長	ここまで議論を重ねてきて事務局から何かあるか。
事務局	※事務局から 審査報告書の作成までの流れについての説明及び記載する意見、付言について確認
関会長	それでは15分くらい休憩とする。 (休憩)
関会長	それでは会議を再開する。資産等報告書審査報告書(案)について事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>※事務局から 資産等報告書審査報告書（案）について、1～4までの項目の記載内容の説明</p>
関会長	<p>それでは審査報告書（案）の1～4について意見があればお願いします。</p>
三角委員	<p>「3 審査会からの意見」について「過去に取得した」という文言を適切な表現に変えた方が良い。</p>
関会長	<p>「前回提出した」はどうか。</p>
三角委員	<p>「前回の報告書に添付したものと同一」はどうか。</p>
関会長	<p>「資産等報告書に添付する証明書」ではなく「今回、資産等報告書に添付した不動産登記事項証明書が、前回と同一のもの」というような文言にした方がよいと思う。</p>
関会長	<p>1～4については事務局が修正したうえで市長に報告していただく。 5について意見があればお願いします。 （2）について主語がないため、「現行の当座預金は資産等報告書の記載対象となっていないが」という書き方が良い。</p>
三角委員	<p>（2）は前回の報告書の付言と同じ記載になっているので、「現行では対象となっていないが」という文言はあった方がよい。</p>
関会長	<p>「多額の資産が保有されている可能性」は関係ない。</p>
事務局	<p>「多額の資産が保有されている可能性があることから、」は削除すれば良いか。</p>
関会長	<p>削除した上で、主語を最初に持ってくる。</p>

<p>関根委員</p>	<p>市長に対し「依頼する」という言葉があるが、審査会が市長から独立した組織で、自由に意見を言える立場であるなら「要請する」「要望する」の方が適切と思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>審査会は諮問機関であるため、市長から独立した組織ではないが、文言については修正する。</p>
<p>三角委員</p>	<p>(2) と (3) について条例改正までを付言とするか。</p>
<p>事務局</p>	<p>付言について、実現する手法については条例改正や規則改正、それ以外の対応があるが、仮に付言に記載してもその手法で対応できない可能性もあるため、手法までは言及せず、ご提案いただいた内容に合わせて対応する。</p>
<p>関会長</p>	<p>「一定額」を入れるか、もしくは額の目安を入れるか。</p>
<p>事務局</p>	<p>暗号資産についても「一定額」を入れた方が良いか。</p>
<p>関根委員</p>	<p>入れても入れなくても対応は市長に委ねることになるので、「一定額」を入れても良い。</p>
<p>事務局</p>	<p>仮想通貨は「仮想通貨」とするか、「暗号資産」とするか。原則として法令の言葉を採用し、括弧書きで一般的な言葉を並記することで検討する。</p>
<p>関会長</p>	<p>それではこれでもって修正をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それではもう一度休憩を挟み、修正版を提示する。</p> <p>(休憩)</p>

関会長	それでは会議を再開する。修正した審査報告書について事務局から説明をお願いします。
事務局	※事務局から 審査報告書の修正した箇所についての説明
三角委員	(3) の2行目の「資産の状況を的確に把握できるようにするため」を(2)にも同様に記載した方が良い。
関会長	(2) の「当座預金等は」より「当座預金及び普通預金、普通貯金」とし、「等」ではなく明示化する。
事務局	文言については資産等報告書の記載に合わせて、「当座預金及び普通預金並びに普通貯金」と記載する。
関会長	他に意見がないようであれば、審査報告書についての議論は終了とする。続いて審査要領(案)について事務局から説明をお願いします。
事務局	※事務局から「審査要領(案)の修正版」について、第2回会議までの審査会の決定内容及び令和3年11月に改正された規則を踏まえて修正した記載部分について説明
関会長	修正案について意見があればお願いします。
委員	(意見なし)
関会長	意見がなければ、了承とする。
委員	(了承)
事務局	それでは「上尾市長等政治倫理条例資産等報告書等審査要領」を本日付けで決定する。

関会長	それでは「(3) その他」について事務局から説明をお願いします。
事務局	※事務局から 次回の会議の開催日程の時期及び審査内容について説明。
関会長	以上で議事を終了する。 閉会